

令和6年度第1回山形県公文書等管理委員会 議事概要

- ・日 時／令和6年12月23日（月） 午後3時～午後4時
- ・場 所／県庁15階 1502会議室
- ・出席者／委 員 和泉田委員長、加藤委員、佐藤委員、高橋委員、葉丸委員
事務局 総務部高等教育政策・学事文書課 古瀬課長
澤口課長補佐（法令・文書担当）、佐藤文書・情報公開主査
今野文書・情報公開係長、鈴木主事

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 報 告

(1) 公文書の管理に係る県の取組状況について

事務局より資料に基づき報告を行い、委員から次のとおり質問、意見等がなされた。

○（佐藤委員）

システム構築と合わせておそらく条例とか施行規則が整備されていくと思う。その辺りが資料中の運用ルールに含まれるかと思うのですが、それらの見通しについて、もし分かっているところがあれば教えていただければと思います。

（事務局）

今現在、コンサルの中で運用ルールの見直しを行っているところですが、システム開発は、かなりの費用がかかるということで、なるべくパッケージをそのまま導入しようと考えておまして、そのパッケージ内容に現行のルールを合わせていこうと考えているところでございます。具体的には規定の整備、どの辺の改正が必要なのかというところは、来年度検討したいと思っておりますので、その際には公文書管理委員会で諮らせていただければと思っております。

（佐藤委員）

今このフローを拝見すると保存・廃棄の業務フローで右端が書庫への引き継ぎとなって終わっている。逆にこの委員会とかアーカイブズということで行くと、この後のところをどう位置付けていくのかということが大事だと思う。特定歴史公文書になったところも見据えて、システムの準備が必要だと思われるのですが、その辺の準備状況について教えていただければと思います。

（事務局）

今現在は現用文書の電子化を検討しておりますので、歴史公文書になった段階で、どのように移管していくのかというのは、検討がまだ及んでいないところでございますけれども、業者さんの方では、公文書をデジタルアーカイブということでウェブ上でも見れるようになるというようなことでもございますけれども、そういったシステムの

見込みみたいなものはいただいているところでございます。現用文書を考えてその次に歴史のことを考えていくことになるのかなというところでございます。

(佐藤委員)

公文書管理条例の考え方としては、現用からやっぱりアーカイブズのところまで、非現用、特定歴史公文書まで一貫して考えるということだと思います。可能な限りこの電子化の中でも、特定歴史公文書としてしっかり残っていく形というのを考えながらこの導入を進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

○ (和泉田委員長)

移管・廃棄に関連しまして、バックアップに大変興味があるところで、1年ぐらい前ですけど、新潟県でも文書が消えたという事件もあったことで、大まかでいいのでどのようなバックアップを考えられているか教えていただければ幸いです。

(事務局)

当然バックアップが取れるようなシステム、仕組みを作っていく予定ですけども、どういったというのは場所的という意味でしょうか。

(和泉田委員長)

そういったことも含めて、昔ある市役所では、住民基本台帳のバックアップが近くに置いてあると、震災等で一緒に失われると困るから、全然関係のないところにデータを持って行くということをやっていた。それに類するようなことはないのかなと。

(事務局)

今、現状どこに置くというところまでは決めてはいないので、その事業者の提案の中で、あるいは来年度構築の事業者が決まりますけれども、その中で決まるものと思っておりますが、場所ですね、どういう条件で出すというところまでは検討中でございます。

(和泉田委員長)

まだ事業者も決まってないというところですね。

(事務局)

はい。来年度の話になります。

(2) 文書管理規程の一部改正について

事務局から資料に基づき報告を行い、委員からの質問、意見等は特になかった。

4. 審 議

(1) 山形県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(諮問)

事務局が説明を行い、次のとおり委員から質問、意見等があった。

○ (薬丸委員)

改正後はマイナンバーカードと資格確認書の根拠条文が異なるという建付けだと理解したのですがけれども、そうした理由は何かあるのでしょうか。マイナンバーカー

ドは規則 14 条の 1 号に出てきますが、資格確認書は、その他の知事が適当と認める書類というところに入れていて、資格確認書もここに例示すればいいのにわざわざしなかったのはなぜだろうなと気になったのでご質問させていただきました。

(事務局)

県のような規定で本人確認書類が規定されておりますけれども、全庁の統一的な取り扱いに倣ったということがございます。また、資格確認書自体が本人の請求に基づくものというふうに聞いておまして、取り立てて規定に設けるという位置づけにしないと整理をしたものだと思います。

(薬丸委員)

他のものとの統一性というのも非常に重要な観点だと思いましたので納得しました。ありがとうございました。

(和泉田委員長)

規則を見れば、マイナンバーカードが本人の証明になることがすぐ分かるのですが、運用というのは、どこかに公表するのとか、あるいは文書の性質として、訓示なのか何なのかとか、位置づけはきちんとしてるかという点をお聞きしたいところですが。

(事務局)

その他の本人であることを確認するために知事が適当と認める書類を公表しないのかというご質問でよろしかったでしょうか。

(和泉田委員長)

その通りです。

(事務局)

現段階で公表はしておりませんでした。これが電子申請等で認められてない手続きですから、窓口にお越しいただくことになるんですね、本人情報を見たいというものに関しましては、窓口でご案内しておりました。

(和泉田委員長)

ありがとうございます。あとは意見ですけれども、他の部署の、そういった本人確認のやり方との整合も大事かもしれませんが、ホームページなどでこれでも大丈夫ですよってものを公表しておいてあげた方が親切ではないかと思います。単なる意見です。

(事務局)

手続きについてホームページに掲載できるように検討させていただきます。ありがとうございます。

(和泉田委員長)

はい、他にございませんでしょうか。その他、異議なしと認めますので、承認ということでよろしいでしょうか。(異議なし)

(2) 山形県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則の制定について (諮問)

(3) 山形県警察公文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令について（諮問）

山形県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則の制定について及び山形県警察公文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令について、県警察本部担当より説明があり、次の通り質問・意見等があった。

○（佐藤委員）

県、いわゆる知事部局で、これから導入しようとしているシステムとは全く別のを、先立って警察と公安では入れるということによろしいですか。

（県警本部）

はい、その通りとなります。県警につきましては、県の知事部局等のネットワークと全く別のを独自に整備しておりまして、今回導入するシステムについては、その独自のネットワークで利用されるものとなっております。

（佐藤委員）

パッケージ的な文書管理のシステムなんですか。

（県警本部）

はい。パッケージ的なものになりまして、令和6年9月に、業者さんの方と契約をしまして、今現在、構築を行っており、3月に導入をするというようなことで準備をしているところです。

（佐藤委員）

先ほどと同じ部分の指摘にはなってしまうんですけども、やっぱり移管になった場合に、まずは警察の方からすればしっかり移管できるような仕組みが必要ですし、学事文書課さんの方では歴史公文書を系統的に受け取るような形というのをですね、念頭に置いてやはり早い段階から整備を進める必要があると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○（和泉田委員長）

知事部局の方で電子化した場合も同様の規則改正があると思うのですが、この規則案を知事部局として見た場合に、知事部局は全くこれでいい、ほとんどこの通り同じような改正になるというふうに見ているのか、あるいは、まだその観点からは見ておらず、場合によっては知事部局の方の改正に合わせるように、こちらの方を見直す可能性があるのかっていうような見込みをお伺いしたいのですが。

（事務局）

まず1点目の警察さんの改正内容について、知事部局の方でも、内容を見ているかというところに関しては、そこまでしっかりは見えていないと、システムも違うので、我々が今後入れるシステムと警察さんが入れるシステムが、同じものかどうか、違うのであれば、ちょっと仕様が異なってくるので、場合によっては規則の中身も変わってくるだろうというような想定もございますので、知事部局としては、まず構築事業者、入れるシステムが決まって、その中で規則の改正を見ていくことになるかと考えております。その上で、場合によっては警察さんが、そちらに倣うという場面も出てく

ることも可能性はあるというふうには考えているところです。

(和泉田委員長)

ありがとうございました。ちょっとそれと共通して2点目ですが、例えば18ページの15条ですが、公文書管理システムと名づけておりますけれども、非常に一般的な名称なので、知事部局の公文書管理システムがあったとして、それとの区別というのはどうされていますか。

(事務局)

法令上の話をすれば、その例規の中で定義をおけば例規の中でしか言葉としては使われないというふうには考えておまして、知事部局のところでは定義も含めて、どういふふうに呼ぶかということも含めてまだ決まっていないということもあるので、例規でみたときには、区別というのの特にないかないかというふうには考えております。

(和泉田委員長)

公安委員会さんや県警本部でいう、公文書ファイル管理システムといえ、特定のものを指すということで問題ないということでしょうか。

(事務局)

例規上は問題ないというふうには考えております。

(和泉田委員長)

これは例えば、知事部局の例規審査担当部署も見ているのですか。

(県警本部)

例規の制定につきましては、公安委員会および警察本部のものは、県警内の法令審査係が担当してやっております。

(和泉田委員長)

県警内の法令審査係ですかね。必ずしも知事部局との整合、すり合わせみたいなことは？

(県警本部)

そのところにつきましては、県の知事部局の方の文書管理が大きく変わるようなところがあれば、そういったところを、県警の方でも、先ほど事務局の方からもありましたように、可能性の話にはなるんですけども、その都度見直ししていくというようなところは、必要になるんじゃないかなと考えております。

(和泉田委員長)

すり合わせはしていないけど今後あり得るということですね。

(県警本部)

そうですね。

○ (薬丸委員)

素朴な疑問ですけど、この3月から、供述調書とか、そういったものも電子文書化されるんですか。

(県警本部)

供述等のいわゆる訴訟に関する書類につきましては、公文書という位置づけではなくて、あくまでも刑事訴訟法の中での書類になりますので、一応想定としましてはこの文書管理システムでは管理しない文書というようなことを考えております。

(薬丸委員)

訴訟に使うようなものは、公文書には該当しない、

(県警本部)

そこにつきましては、条例の中にですね、訴訟に関する書類の取り扱いというのが条例の第6章のですね、第39条の方にあります。刑事訴訟法の53条の2に規定する訴訟に関する書類、および53条2の第4項に規定する押収物については、適用しないという位置づけになっております。

(県警本部)

すいません第2章の規定を用いないということですので、公文書という位置づけではあるんですけども、第2章のですね、作成とか管理といったところはですね、また別の取り扱いというような整理になっています。

(薬丸委員)

そうすると偽造とかのところで出てくる公文書と、またここでいう公文書はちょっとイメージ違うわけですね。

(県警本部)

そうですね。

(薬丸委員)

分かりました。ありがとうございます。

○ (加藤委員)

先ほど委員長が全体の報告の中で質問したことと少し関わるかもしれないですけども、今回はもう既に入札が終わったということなので、お伺いしたいんですが、公文書管理システムのサーバ等に関しては、オンプレミスに最終的になったのか、クラウドになったのかっていうところの仕様がどうだったのか教えていただければと思います。

(県警本部)

サーバの仕様につきましては、オンプレミスで、庁内LANの中で実機を設置して運用するものとなります。県警で使われているネットワークにつきましては、外部と一切繋がっていないものになりますので、その中でクラウドというのがセキュリティ上使えないものになりますので、そういったサービスではなくて、オンプレミス型のサービスで運用するということになっております。

(加藤委員)

分かりました。ありがとうございます。

○ (佐藤委員)

今後の全体的な電子化と関わるので、基本的な理解としてなんですけど、現用段階で電磁的記録であった場合に、特定歴史公文書になった場合は、紙にしてもいいんですかね。やっぱり電子的な形で移管していくということですかね。

(事務局)

原則として電子で作成して電子で保存したものは、電子で管理していくってことなので、特定歴史公文書の移管の際に電子データというふうに想定しております。

(佐藤委員)

警察側のシステムも学事文書課側のシステムを整えて電子的に受け渡しができる体制というのをやっぱりしっかり作っていただくということが肝要かと思しますのでよろしくお願いいたします。

○ (加藤委員)

おそらく現行のパッケージの業者さんの場合は、いくつかの自治体さんとも話をしていたりするんですけども、現用文書の保存・廃棄までは作り込んでるんですけども、その後歴史公文書までのシステムをトータルで作り込んでるところっていうのがあんまりまだ想定されてないんじゃないかなというふうに思うので、そこが日本全体のある種の課題なんだと思うんですよ。だからどうしても業者さんから話が来たり製品を見ていくと、その保存期間満了文書の保存というところのパッケージとそこからそれをどういうふうに公開していくかというところの公開システムを一括で提示しているところってまだなかなかないのが実情で、おそらくは自治体さんの方も実際、保存期間満了して重要な文書というのが3年、5年のこともありうるかもしれないけども、一般には10年を超えたところからが多いということを見ると、次のシステムのところまでに、その部分を横並びで見ながら検討していくというところが実情なんだろうなというふうに思っています。

ただ、佐藤委員がおっしゃられる懸念はごもっともなところで、じゃあ3年、5年保存のときに、全くそれが紙で打ち出して保存するということが原則でない場合、どういう形で保存していくのか、保存期間満了後の文書を、延長するしかないのかっていうところが課題にはなるので、そのルール作りは検討しておいた方がいいような気がするんですけども、多分それほど多い事例ではなくて、っていうのが今実態なのかと、そこは本来的に言えば課題なんですけれども業者さんのパッケージをもらうと、そういう形にならざるを得ないっていうところなんでしょうね。

(和泉田委員長)

それでは例えば、公文書管理委員会でこのような何か、附帯意見を出すということもあり得るところを、今のお話を伺っていると共通する懸念点として、歴史的公文書になったときに移管はどのような媒体とか、どのような形態でやるのかっていうことについて、かなり関心を持っておられる委員が複数いらっしゃったんですけども、多分、附帯意見とか、まだそこまで具体的な提案とかそういったことには繋がらず、実

際の電子化のそれぞれの事業において、まだ手探り状態といったことがあるということが窺われるので、ご意見として十分考慮いただきたいというふうに取り扱っていただけるとよろしいのではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。ご賛同いただいたものと認めます。ありがとうございます。

○（和泉田委員長）

それではまとめたいと思いますが、今回の改正案につきまして括弧2、括弧3の改正案について、ご異議はございますでしょうか。それではご異議なしというふうに認めましたので、承認ということで取り扱いたいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございました。それでは以上で予定されておりました審議は終了ということになります。スムーズな審議、それから、活発なご発言ありがとうございました。

5. その他

その他として、委員から次のとおり質問、意見等があった。

○（佐藤委員）

委員会の度に申し上げて恐縮ですが、県立博物館が新しくなるという計画が進んできて、以前からこの場です、公文書館機能を博物館に入れるのかどうかということを検討して公文書、古文書等をどのように管理していくのかということで、ぜひ県立博物館の新設の部局と協議していただきたいということを申し上げております。ぜひ重ねて申し上げて、ぜひ協議をしていただければと思います。これが一つです。

あと今3月末で廃校とか合併になる施設団体等あると思います。米沢でもあるわけですけれども、こういった廃校とか合併になる施設等の公文書が誤って廃棄されないように、目配りをしていただければと思います。できれば現地調査をしていただければと思いますが、十分に留意をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

（事務局）

博物館の関係で、新博物館を今検討しているという中で、公文書館についてもあわせて、検討するということと、古文書の取り扱いについても博物館を主管しているところと意見交換をするようにというようなご意見ということでよろしいかと思えますけれども、公文書館につきましては現在公文書センターを、ということで遊学館の中にございますけれども、そちらを将来的には公文書館としていかなければいけないということで、条例の方でもですね、今ある施設については暫定的な施設ということで位置づけさせていただいているところでございます。

博物館の検討の中で公文書館をどうするのかというところでございますが、博物館の基本構想検討委員会の中では博物館のことを検討しているということですので、公文書館のことは検討されないところです。では公文書館をどうするのかということにつきましては、現状を確認しつつ、また今回公文書を電子化、デジタル化というこ

とも新たな要素としてございますし、また、人の配置をどうしていくのかということもありますので、現在整理中というようなことでございます。

それから古文書の取り扱いにつきましては、こちらについても今博物館を所管しているところと話を少ししているのですけれども、民間資料ということになるかと思えますけれども、博物館、それから図書館、それからもう一つの要素として県史資料室が本県の場合ありますので、その取り扱いをどういうふうにしていくのかを検討していかなければならないのかなというようなところでございます。今現在課として、こうしていくということがないのでございますけれども、課題としては考えている、捉えているというところが今お返事できるところでございます。

それから二つ目の廃校となるところについて、注意を払うようにということでございましたけれども、そちらにつきましては教育委員会の方に注意するように申し伝えさせていただきます。

○（高橋委員）

この会議が始まる前、地下の書庫を合わせて見せていただいたんですが、こんな言い方は失礼かもしれませんが、想像した以上に整理されていて環境も整っていて、他県の収蔵庫、2、3見せていただいた経験があるんですけども、よく担当の方がそこまできちとなさってるなと思って感心いたしました。あと最後にちょっとお聞きしたいんですけど、昨年度私がこの会議欠席したものですから事情がわからないんですけど公文書センターの利用状況はいかがでしょう。

○（事務局）

公文書センターが平成27年度から開設しておりまして、最初は寒河江にある西庁舎にございまして、令和2年度から遊学館の方に移動してきております。基本的にその歴史公文書の利用というところで見ますと、大体年間で10件程度で、その移設前、移設後もあまり変わらずということでございます。

一方でその利用者ということで、中に入ってきた人、企画展とかですね、やっておりますので、やっぱり令和2年度以降かなり多くいらっしゃいまして、この表で見ますと、閲覧者数のところを見ていただくと大体10人から20人ぐらいかなというところですね。あとは利用者数のところを見ていただくと、令和2年度を境にして増えていっているということが分かっていただけるのかなと思います。

（高橋委員）

分かりました。ありがとうございました。

6. 閉 会